

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	6	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	74-1	許認可等の内容	建築協定の変更の認可	
<p>(建築協定の変更)</p> <p>第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p> <p>2 前四条の規定は、前項の認可の手續に準用する。</p>						